

備考

- 1 本発注案件において、市基本仕様がそのまま適用される場合は、作業内容と周期に分けて「市基本」の欄に記載がある。
- 市 基本仕様と異なる作業内容・周期の場合は、それぞれの「特記」の欄に記載がある。
- 推 2 市基本仕様は、国交省共通仕様との比較を併せて表示している。市基本仕様は、財産経営課（ファシリティマネジメント推進室）ホームページに掲載している。
- は 3 「国交省共通仕様との比較」の欄における、「○」は作業内容・周期ともに国交省共通仕様と同一であることを、「○」には作業内容が同一で周期が異なることを表している。この場合、国交省共通仕様での当該作業の位置付けを左表に、日常清掃に該当する場合は「日常」を、定期清掃に該当する場合は「定期」を併記している。
- に 4 左表の区分欄の「床」における略語の意義は次のとおりである。右表の対象諸室ごとの区分の欄においても同様である。
- も (1) 硬 硬質床をいう。
(2) 弹 弾性床(畳を除く。)をいう。
(3) 織 織維床をいう。
(4) OA OAフロア(床の上にネットワーク配線などのための一定の高さの空間をとり、その上の別の床を設け二重化したの)をいう。
- し 5 OAフロアの定期清掃に使用する適正洗剤は、それぞれの床の特性に合ったものを使用しなければならない。
- し 6 ※が付されているものについては、次のとおり
- し (1) ※1 CDのいずれを適用するかについては、適応しないものを網掛けで表示した。
(2) ※2 その室の入口にフロアマットが備えられている場合は、そのフロアマットの吸塵も行う。
(3) ※3 ガラス扉又は木目仕上げの扉の場合に実施する。(該当の場合は右表で明示する。)
(4) ※4 洗面台がある場合に実施する。(該当の場合は右表で明示する。)
(5) ※5 手すり(窓台)がある場合に実施する。(該当の場合は右表で明示する。)
(6) ※6 所属長室については、清掃周期を1Mとする。
(7) ※7 通行者(利用者)がごく僅かな場合は、清掃周期を1Wとする。(該当の場合は右表で明示する。)
(8) ※8 幅木とノンスリップの清掃を含む。
(9) ※9 木製床を含む。
(10) ※10 仕様は次のとおりである。
し ア ごみ中継所に集められているごみは、そのほとんどがごみ袋等で分別されている。
し イ 燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器資源ごみ、古紙資源ごみごとに、定められた時間に、所定の中継所から回収し、所定の場所に分別して集積する。
し ウ 回収業者及び回収業者への引渡し場所は、施設管理担当者の指示による。
- の (11) ※11 室内側の面を含む。作業範囲及び注意事項は次のとおりである。
の ア 1階部分(高所作業車、ロープブランコ等特別の設備をすることなく、室外側の面の清掃ができる場合は、2階以上
の 階を含む。)は、両面を洗浄する(2階以上の階につき両面を洗浄する場合は、右表で明示する。)。
の イ ア以外の場合は、室内側の面のみを洗浄する。
の ウ 熱線反射ガラスは、窓用スクイジー等で表面の金属皮膜を傷つけないよう配慮するとともに、微粉塵によっても傷がつくおそれがあるので、発傷を最小限にとどめるよう、水又は洗浄液を十分に塗布してからスクイジー操作又は作業を行ふ。
の また、金属皮膜は、強酸性洗浄剤や強アルカリ性洗浄剤等に影響を受けるので、水又は中性洗剤を使用する。
の エ 飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合は、ウによる。
- の (12) ※12 ABCのいずれを適用するかについては、各発注案件において明記する。
- の 7 市基本仕様のうち、各発注案件において高松市清掃業務委託料積算要領及び清掃業務委託料積算数量算定マニュアル(いずれも財産経営課(ファシリティマネジメント推進室)ホームページ)によるもののほか、次のとおりである。
- の (1) 歩掛りについては、国土交通省の建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領によつた。
- の (2) 国交省基本仕様とは異なる清掃周期としたものについても、歩掛りは、(1)の基準及び要領によつた。ただし、次のア～ウに掲げるものは、(1)の基準及び要領による数値に、それぞれア及びイに掲げる割合を乗じて得られた数値とした。
- の ア 国交省共通仕様で1Dのものを1Wにした場合 1.5倍
の イ 国交省共通仕様で1Dのものを2/Mにした場合 2倍
の ウ 国交省共通仕様で1Dのものを1M(これより少ない頻度を含む。)にした場合 3倍
- の (3) 積算に用いた日数は、清掃周期に応じ、次のとおりである。
の 1D=308日、4/W=196日、3/W=147日、2/W=98日、1W=52日、2/M=24日、1M=12日、6M=2日、1Y=1日
- の (4) 国交省共通仕様において「見積による」のされたもの及び国交省仕様に定めのないものについては、次のいずれかの方法によつた。
の ア 参考見積を徴し、これを元に積算した。
の イ 参考見積を徴すことなく、類似の作業に係る歩掛りを利用し積算した。
- の (5) 労務単価については、国土交通省の令和7年度建築保全業務労務単価を適用している。
- の (6) 諸経費の割合については、それぞれ次のパーセントとしている。
の ア 直接物品費率 4.5パーセント
の イ 業務管理費率 1.3パーセント
の ウ 一般管理費等率 1.4パーセント